

令和3年12月議会

福祉都市委員会報告資料

	ページ
1. 報告第54号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について …	1
2. 庁用車による事故について（第一報） …	4
3. 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（原案）に係るパブリック・コメント の実施について …	7
（ 報告関係附属資料 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（原案） ……別冊1 ）	

保健福祉局

1. 報告第 54 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

事 故 報 告 書

事故発生日時	令和3年9月4日（土曜日） 午後3時45分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号（博多区保健福祉センター） 大博センタービル駐車場		
相手方	住所	（※）福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	
	氏名		
事故の概要	<p>令和3年9月4日午後3時45分頃、保健福祉局所属の会計年度任用職員が、業務のため立ち寄った市内博多区博多駅前二丁目19番24号所在の相手方大成有楽不動産株式会社が管理する駐車場において、財政局財産有効活用部自動車管理事務所所管の軽自動車を発進させた際、当該駐車場の出入口に設置されていたステンレス製ポールに接触し、当該ポールを破損させ、損害を与えたものである。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	駐車場ステンレス製ポール1本の損傷 損害額 88,000円・・・(A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合	相手方 0割	本市 10割・・・(B)	
損害賠償額 (A) × (B)	88,000円		

事故現場見取図

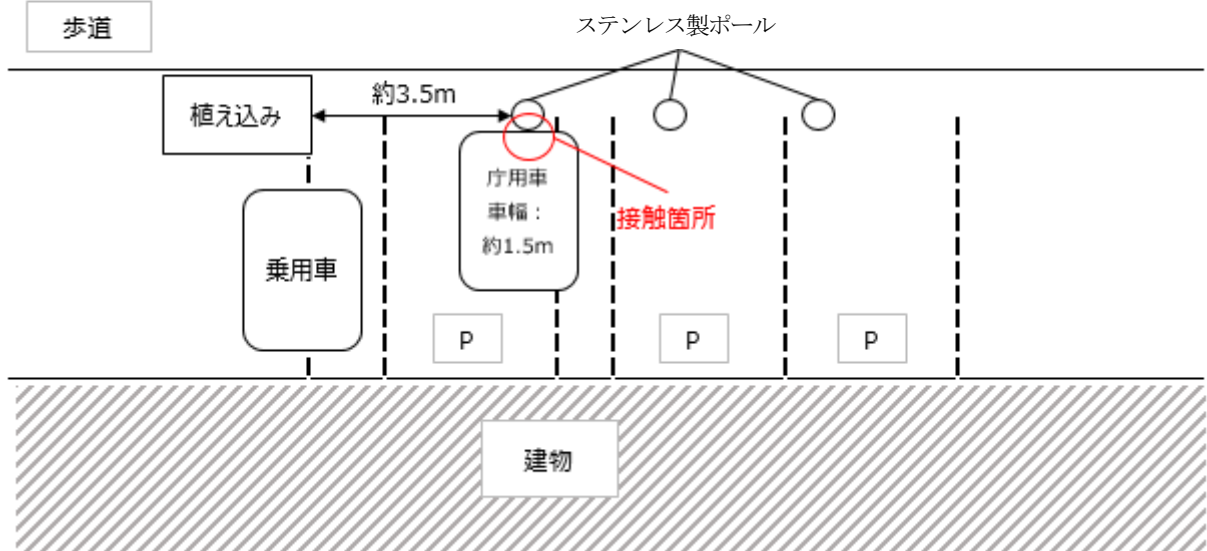
位置図



現場の状況

車道

歩道



事故現場写真



市側車両損傷箇所写真



相手方施設備品写真



2. 庁用車の事故について（第一報）

事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

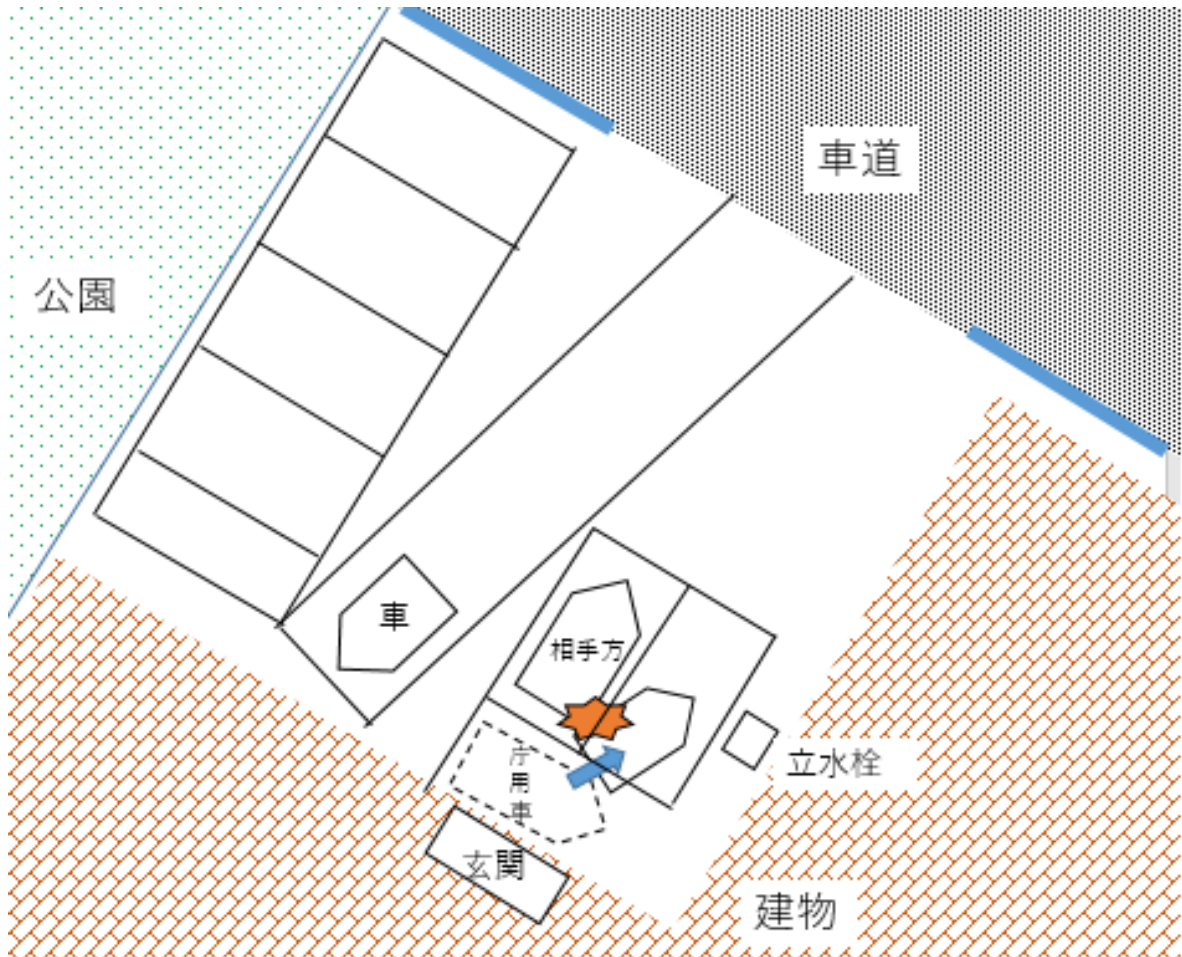
事故発生日時	令和3年11月24日（水曜日） 午前11時10分頃 天候：曇り		
事故発生場所	福岡市南区弥永団地30番1号 弥永公民館 駐車場		
相手方	住所	（※）福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	令和3年11月24日午前11時10分頃、南区保健福祉センター保護第1課の職員が、業務を終え、弥永公民館の駐車場に駐車していた同区役所総務部総務課所管の軽自動車を出庫しようとしたところ、右前方にあった立水栓を避けようと左にハンドルを切った際、左側に駐車していた相手方使用の普通乗用車に接触し、当該車両の右側後方バンパーを損傷させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	右側後方バンパーの損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	左リアホイールキャップの損傷
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

事故現場見取図

位置図



現場の状況



事故現場写真



損傷箇所写真 (相手方)



損傷箇所写真 (市側)



3. 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の主旨

福岡市では、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現をめざし、今後の動物愛護管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）を計画期間とする第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画の策定を進めている。

今回、計画の原案を作成したため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和4年1月4日（火）～令和4年1月31日（月）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市及び動物愛護管理センターホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

保健福祉局生活衛生課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区保健福祉センター衛生課、各出張所、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター

(3) 募集方法

FAX、郵送、窓口への持参、電子メール

(4) 広報

市政だより1月1日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年12月	福祉都市委員会報告
令和4年1月4日～1月31日	パブリック・コメント実施
令和4年4月頃	福岡市動物愛護管理推進実施計画策定
令和4年6月	議会報告

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（原案）の概要について

1 計画策定の趣旨

平成27年4月に策定した「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」に基づき、様々な施策に取り組んできたが、近年、新たな課題や動物愛護管理をめぐる状況の変化が生じている。

- 経済的困窮や社会的孤立を背景とした多頭飼育問題の増加
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正（令和元年6月）
 - ・ 動物取扱業者に対する規制強化
 - ・ 販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化
 - ・ 飼い主のいない動物への不適切な給餌に対する指導 など
- 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の施行（令和3年1月）

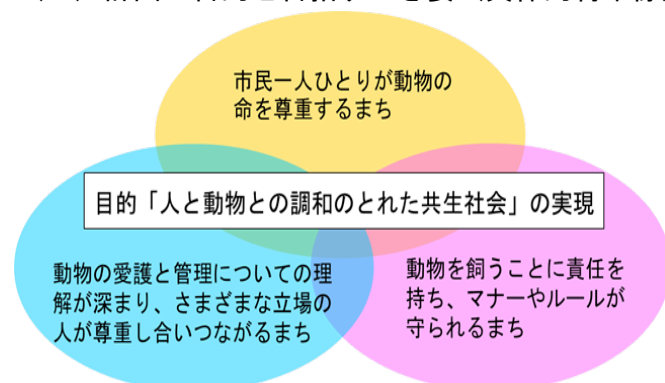
第2次計画を現状に沿ったものとし、今後の動物愛護管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため第3次計画を策定するもの。

2 現状と課題

項目	現状・課題
犬猫の収容と処分状況	・ 猫の収容頭数に占める子猫の割合が高い。【78%（R2年度）】
	・ 攻撃性など性質に問題がある犬猫は譲渡の機会が限られている。
	・ 飼い主不明として収容された犬猫について、所有者明示がないため飼い主に返還されない犬猫がいる。 【返還率 犬74% 猫2%（R2年度）】
犬猫に関する苦情件数と内容	・ 猫の苦情件数が第2次計画策定時よりも増加している。 【猫の苦情件数 H27年度 322件 → R2年度 463件】
	・ 猫の苦情のうち、飼い主のいない猫への給餌に関する内容が多い。 【飼い主のいない猫への給餌に関する苦情件数 137件（R2年度）】
動物愛護・適正飼育の普及啓発	・ しつけや不妊去勢手術といった適正飼育の情報が、初めて犬猫を飼う人など知識を必要とする人に届いていない。
動物関係団体やボランティアとの連携・共働	・ 動物愛護管理センターボランティアについて、登録者数に比べ参加者数が少ない。
危機管理対策	・ 災害や狂犬病発生時における関係部局や関係団体との役割が明確化されておらず、具体的な連携体制が整備されていない。

3 計画の基本事項

(1) 計画の目的と目指すべき姿（具体的将来像）



(3) 計画の実施期間
令和4年度から令和13年度までの10年間

(2) 施策推進の基本的視点

動物愛護管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」に基づき施策を推進する。

- 各主体（行政、飼い主、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体、市民）の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

4 施策の柱と具体的施策

施策の柱		具体的施策 ◎新規、○継続、☆拡充
(1) 動物愛護・適正飼育の推進	動物の適正飼育や取扱いなどの普及啓発を行う。	○ 飼い主責任の啓発（適正飼育の助言指導） ○ 不妊去勢手術の徹底（SNS等を利用した啓発） ◎ ワンヘルスの推進（市民への啓発）
(2) 飼い主のいない猫問題対策	飼い主のいない猫による迷惑防止や収容頭数削減のための対策を実施する。	◎ 収容頭数削減のための取組み（不妊去勢手術の推進） ☆ 地域猫活動の支援方法の検討 ☆ 飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策
(3) 譲度の推進	収容犬猫の譲度の機会を広げ、適正譲度を推進する。	◎ 譲度事業の充実（譲度実施マニュアルの見直し、譲度不適犬猫のトレーニングの導入など） ○ 犬猫の譲度・殺処分のあり方検討（譲度適性判定の見直しなど）
(4) 多頭飼育問題対策	関係部局等と連携し、多頭飼育問題の解決及び発生防止に努める。	☆ 関係機関との連携（高齢者担当部署、地域包括支援センターなど） ☆ 多頭飼育問題防止のための啓発 ○ 問題のある多頭飼育者への指導啓発
(5) 監視指導	動物取扱業者、特定動物飼育施設等への効果的な監視指導を行う。	☆ 動物取扱業者の監視指導（監視指導マニュアルの作成） ○ 特定動物飼育施設の監視指導 ○ 実験動物・産業動物飼育施設の監視指導
(6) マイクロチップ装着の推進	犬猫へのマイクロチップ装着推進と登録情報変更手続きの周知啓発を行う。	○ 所有者明示とマイクロチップ装着の推進（必要性和有用性を周知） ◎ マイクロチップ登録情報の変更手続きの周知
(7) 狂犬病予防	狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図る。	○ 集合注射のあり方の検討（衛生面、利便性などに配慮した実施方法） ○ 指導啓発の充実（狂犬病の正しい知識の啓発） ◎ 死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発
(8) 共働きの推進	動物関係団体や動物取扱業者との共働きの推進する。ボランティアを積極的に受け入れるとともに活動の場を広げる。	○ 関係部署や関係機関との連携（緊急時の警察との連携体制の整備など） ☆ 動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ（ボランティアの参加機会の拡大など） ○ 動物愛護推進員の委嘱
(9) 危機管理対策	災害や狂犬病発生時の対応のための危機管理体制の整備を行う。	☆ 災害発生時の対応（関係部署や団体との連携体制整備など） ○ 狂犬病発生時の対応（演習の実施）

5 数値目標（令和13年度まで）

(1) 殺処分頭数

犬（令和2年度 10頭） → 5頭以下

猫（令和2年度 234頭） → 100頭以下

○実質的殺処分ゼロの継続とともに、重篤な病気等を理由としたやむを得ない殺処分などの更なる削減を目指す。

(2) 犬猫の収容頭数

犬（令和2年度 104頭） → 50頭以下

猫（令和2年度 361頭） → 180頭以下

(3) 苦情件数

犬猫合計（令和2年度 618件） → 300件以下

(4) 犬の登録と狂犬病予防注射

飼育されている犬すべての登録と年1回の予防注射実施